

振興公社の正規職員募集のおしらせ

公益財団法人下田市振興公社では、次のとおり職員を募集します。

採用予定人数 1名

採用予定日 平成25年3月1日

業務内容 公社が管理する施設の維持・

管理運営業務

雇用形態 正規職員

管理施設一覧

市民文化会館・敷根公園・市民スポーツセンター・高齢者生きがいプラザ

受験資格 高校卒業程度以上で昭和53年4

月2日以降に生まれた方

次の方は受験できません

◎日本国籍がない者

◎成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）

◎禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

◎日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そのほか団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の概要

日時 平成25年2月3日（日）

午前9時から午後4時まで（予定）

場所 市民文化会館2階大会議室

内容 作文・面接（場合によっては適性試験をおこないます）

申込み方法

平成24年12月21日（金）より、下田市振興公社事務局（市民文化会館内）で試験案内・申込書一式を配布しますので、必要事項を記入のうえ、左記まで提出してください。

受付期間

平成25年1月5日（土）～1月14日（月）

（1月7日（月）を除く）

午前9時～午後5時

※郵送の場合は締切日有効

申込み・問合せ先

〒415-0024 下田市四丁目1-2

公益財団法人下田市振興公社

（下田市民文化会館内）

☎⑤15151

期限切れとなる

水道用量水器の交換を

おこないます

上下水道課では、平成24年度中に検定期間切れとなる水道用量水器（メーター）口径φ20mm～φ100mm、約80個の交換業務を、平成25年1月9日から平成25年2月22日の期間にておこないます。

期間中、下田市指定水道工事人（水道工事店）が該当するお宅を訪問し、水道用量水器の交換をいたします。

作業中は何かと御不便、御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

なお、量水器より宅地内側にあるバルブ等の修繕・取替は、個人が依頼する別途工事となりますので自費となります。

また、量水器は無償の貸与品となっておりますので大切に管理して下さい。

※本年度分の口径13mmの交換は終了しました。御協力ありがとうございました。

水道ひとくちメモ

計量法により、水道用量水器（メーター）の検定期間（使用期間）は8年と定められ、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

問合せ先 上下水道課 ☎②1200